

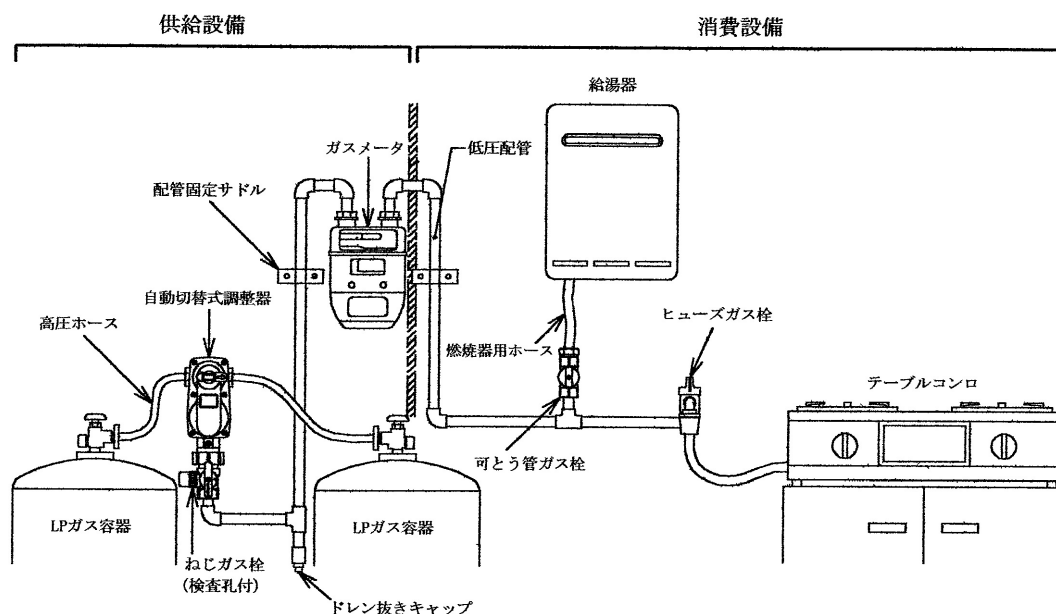
第4章 維持管理

4.1 販売事業者としての責任範囲と消費者への周知

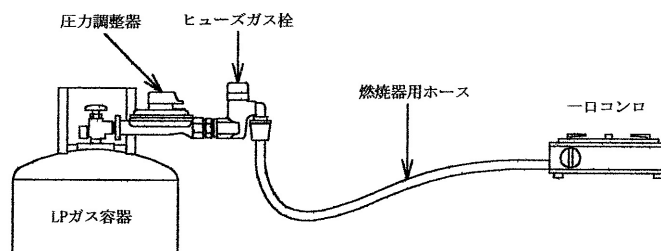
ガスメータにより取引する場合を体積販売といい、LP ガス容器からガスメータの出口までを供給設備といて、販売事業者が維持管理責任を負い、ガスメータの出口から燃焼器具までは消費設備といて消費者が維持管理責任を負い、販売事業者には消費者に安全を周知する義務があります。

また、ガスメータにより取引しない場合は「質量販売」といい、LP ガス容器から燃焼器具までの設備を消費設備といて消費者が供給機器等を含めて維持管理責任(保安責任)を負い、販売事業者には体積販売同様に消費者に安全を周知する義務があります。

《体積販売の例》



《質量販売の例》



供給開始時及び定期的な点検・調査は、それぞれの設備に対して義務付けられています。ガス栓に関しては供給開始時と4年毎です。

消費設備の管理責任は消費者ですが、安全を期すため販売事業者には定期的な調査が義務付けられています。ただし、この調査は保安機関に委託することができます。販売事業者は調査結果を確認し、基準に適合しない箇所があった場合には、消費者に対し指導及び改善要請をしなければなりません。

ここまでの、販売事業者としての設備調査に対する責任と考えられます。ただし、指導及び改善要請をした場合はそれが行われたか再調査をする義務があります。

また、販売事業者は設備について緊急時対応の義務があり、消費者から異常や災害等の連絡があった時は迅速に対応しなければなりません。

設備に関する責任だけではなく、消費者にLPガス使用上の注意点を知らせる周知も販売事業者の義務として法律で決められています。周知の徹底によって消費者の認識不足を解消し、事故を未然に防ぐことができます。周知は検針・集金時、点検・調査時、営業活動時等機会あるごとに、できればその他にも機会を作って行います。また、パンフレット、資料等を渡すだけでなく、直接消費者に説明し理解してもらうことが大事です。

消費者の使用形態（一般家庭業務用厨房、公共施設等）、使用燃焼器具に合わせて、難しい専門的な言葉は使わずに分かりやすい説明を心掛けるべきです。

周知を効果的に行うには実施者のレベルアップも重要です。例えば、講習会、説明会等に参加して知識を広げる、説明の実施、練習、態度・マナーの向上等があります。

4.2 保安機関の確認事項

消費設備における調査項目の中で、ガス栓関係としては、「配管、ガス栓の腐食、割れなどの欠陥の有無」「末端ガス栓と燃焼器具の接続方法」が定められています。

(1) 「配管、ガス栓の腐食、割れなどの欠陥の有無」の確認では次のような事項が考えられます。

- ① 腐食、割れ以外に大きな傷・損傷等がないこと。
- ② つまみ、ハンドル等を操作して回転が滑らかであること。
- ③ ガス漏れがないこと。

(2) 「末端ガス栓と燃焼器具の接続方法」の確認では次のような事項を行う必要があります。

- ① ゴム管は接続部の赤線位置まで確実に差し込んで、ホースバンドで止められていること。
- ② 三つ又が使用されていないこと。
- ③ コンセント型（プラグ）の接続はソケットで接続されていること。
- ④ 接続管等に接続されていないヒューズガス栓の出口（ホース口）にはゴムキャップが取り付けられていること。
- ⑤ 接続管等に接続されていない可とう管ガス栓、ねじガス栓の出口側には金属製の栓がねじで取り付けられていること。
- ⑥ ヒューズガス栓に表示されたガス消費量以内の燃焼器具が接続されていること。
- ⑦ 末端ガス栓及び接続管は燃焼器具の火焰・輻射熱を受ける恐れのないこと。

(3) 前記のイ)、ロ) 以外にも確認しておきたい項目があります。

① ヒューズガス栓は過流出安全機構が内蔵されているガス栓であること。

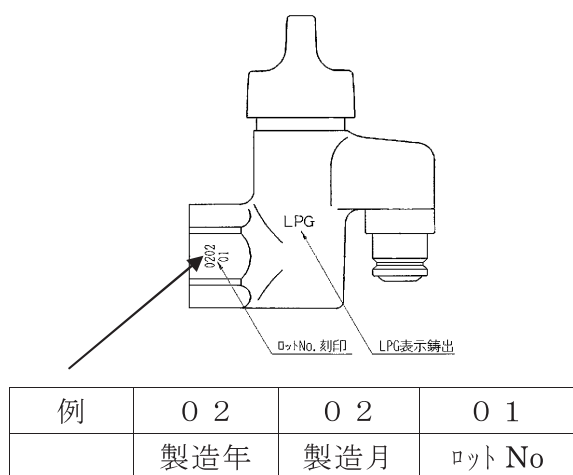
過流出安全機構が内蔵されているガス栓には、「Ⓔマーク、ガス消費量 (kg/h 又は W)、ヒューズ作動後の復帰方法、ON/OFF 等の表示がされています。

(また、安全アダプターを取り付けたガス栓は過流出安全機構が内蔵されたガス栓とはいえません。)

② 末端ガス栓の交換期限について

末端ガス栓は経年に伴って劣化するため、製造後 15 年で交換してください。なお、製造年月が確認出来ない場合は「交換期限シール」で確認するか製造年月より算出してください。

—末端ガス栓の交換期限シールと製造年月の例—



交換期限表示シール例



※貼付内容、有無等はメーカーにより異なります。

4.3 消費者の実施できること

ガス栓を安全に使用してもらうには、保安機関の点検だけでなく消費者の方にも注意してもらうことがあります。

- ① ガス栓は分解・改造は絶対しないこと。
- ② ガス栓のつまみやハンドル等は「全開」、「全閉」で使用し、長期間使用しない時は完全に閉めること。
- ③ つまみやハンドルが動かない時は、ペンチ等の工具で無理に動かさないこと。
- ④ ゴム管は接続部の赤線位置まで確実に差し込み、ホースバンドで必ず止めること。
- ⑤ コンセント型の接続口はソケットで接続し、ゴム管を直接、接続しないこと。
- ⑥ 接続管等に接続されていないヒューズガス栓はつまみを閉にしておき、出口側には必ずゴムキャップ等を取りつけること。
- ⑦ ヒューズが作動してガスが止まった時は、原因を確認し、その後、燃焼器具の器具栓を閉じ、ガス栓のつまみを閉にした後、再びガス栓のつまみをゆっくり開いて使用すること。
- ⑧ ガス栓の清掃は柔らかい布で拭く程度にし、磨砂やワイヤーブラシ等は使用しないこと。
- ⑨ 末端ガス栓に異常が発見された時はメーターガス栓、(調整器出口側の)ねじガス栓等を閉止し、販売事業者直ちに連絡すること。
- ⑩ 販売事業者の設備改善の申し入れにはできるだけ協力すること。

4.4 定期点検・調査

定期点検・調査の目的は、ガス栓が安全上、基準に適合しているか否かを定期的に点検・調査し、ガス漏れ・火災その他の原因による災害の発生を未然に防止することにあります。

また、消費者が、基準に適合した消費設備を日々維持管理し、安全に使用して頂くよう周知すると共に、もし、定期調査で基準に不適合な事項が判明した場合には、消費者に対し改善の為の提案・啓発を行う。

(1) 点検と調査の区分

- ① 供給開始時点検・調査
- ② 容器交換時等供給設備点検
- ③ 定期供給設備点検
- ④ 定期消費設備調査

(2) ガス栓の点検・調査項目

- ① ガス漏れが無いかの確認
- ② つまみやハンドル等の回転が滑らかであることの確認
- ③ 末端ガス栓は、燃焼器具の区分に応じた方法により接続されているかの確認
- ④ 末端ガス栓と固定式燃焼器具との接続にはゴム管は使用できません。金属管、金属フレキシブルホース若しくは液化石油ガス用燃焼器用ホースを用いてねじにより接続されているかの確認

4.5 維持管理基準

ガス栓の性能を十分に発揮させ、安全に使用する為には、日頃からの適切な維持管理が必要です。

- イ) ガス栓の分解・改造は絶対しないこと。
- ロ) ガス漏れをシテイルガス栓は、新品と交換する。
- ハ) つまみやハンドルの回転が滑らかでないものは、新品と交換する。
- ニ) ヒューズガス栓に表示されたガス消費量 (Kg/h 又は kW) 以上の燃焼器具を接続しない。
- ホ) ゴム管は接続部の赤線の位置まで、確実に差し込み、ホースバンドで、必ず止めること。
- ヘ) コンセント型の接続口の場合はソケットで接続し、ゴム管を直接接続しない。
- ト) 接続管等に接続されていないヒューズガス栓のホースエンドには、必ずゴムキャップを取り付ける。また、接続管等に接続されていない可とう管ガス栓、ねじガス栓にあつては、その出口側に金属製の止め栓をねじで必ず取り付ける。
- チ) ガス栓は“全開”、“全閉”の状態で使用し、燃焼器具の火力の調節をガス栓のつまみで行わない。
- リ) 異常が発見された時は、ガスの使用を中止し、ガス販売事業者に直ちに連絡してください。
- ヌ) 末端ガス栓は交換期限シールに基づき管理してください。